

○雲南市市報うんなん広告掲載要綱（抜粋）

平成18年3月31日

訓令第15号

改正 平成23年3月31日訓令第10号

（趣旨）

第1条 この要綱は、雲南市が発行する市報うんなんに掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（掲載の範囲）

第2条 市報うんなんに掲載できる広告は、市の広報媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとする。ただし、次の各号に該当するものは掲載しない。

- (1) 法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 社会問題についての意見広告又は係争中の声明広告
- (6) 個人の名刺広告又はその疑いのあるもの
- (7) 求人広告及びこれに類するもの
- (8) 社会的又は市民生活的な観点から適切でないもの
- (9) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (10) 雲南市又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が市の広報紙に掲載する広告として適当でないと認めるもの

（広告の規格等）

第3条 広告の規格、作成方法、その他広告の掲出に伴い必要となる事項は、市長が別に定める。

（広告掲載の申込み）

第4条 市報うんなんに広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、市長が別に定める日までに、市報うんなん広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び掲載しようとする広告の原稿（以下「広告案」という。）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第5条 市長は、前条の申込書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、広告掲載の可否を決定し、市報うんなん広告掲載決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知しなければならない。

2 前項において、市長は、必要があるときは広告案の修正等の条件を付して広告掲載を決定することができる。

(広告原稿の作成)

第6条 広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）

は、速やかに、掲載しようとする広告原稿を作成し、市長に提出しなければならない。

(広告審査会の設置)

第7条 市長は、広告の掲載に関し次の各号に掲げる事項について調査審議するため、雲南市広報紙広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 第5条に基づく広告掲載の決定等に関すること

(2) その他広告の掲載に関すること

(審査会の組織)

第8条 審査会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、政策企画部長をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

職名	充てる職
委員	政策企画部次長
委員	政策企画部情報政策課長
委員	総務部次長
委員	総務部財政課長
委員	市民環境部次長
委員	産業振興部商工観光課長

3 審査会の処務は、政策企画部情報政策課において処理する。

(審査会の会議等)

第9条 審査会の会議は、委員長が必要の都度招集し、会議の議長となる。

2 審査会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 審査会の会議を招集する暇がないと委員長が認めるときは、回議により審査を行うことができる。

4 審査会は、必要があると認めるときは、広告案に関連する課の長に対し、その表示内容等について意見を求めることができる。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から掲載した広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

(広告枠の一括売渡)

第11条 市長は、市報うんなんの広告枠を広告代理店等の広告取扱業者に一括して売り渡すことができる。

2 前項の規定により、広告枠を広告取扱業者に売り渡したときは、第4条から第6条に定める事項については、当該広告取扱業者を経由して行うものとする。

(広告募集の周知)

第12条 市長は、市報うんなんに掲載する広告を募集しようとするときは、広告の規格、申し込み方法及びその他広告の掲出に伴い必要となる事項について、市報うんなん、雲南市ホームページ等で周知しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号に該当するときは、広告の掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 市報うんなんの発行上、重大な変更が生じたとき。
- (2) 市報うんなんの編集上、重大な支障を来たしたとき。
- (3) 指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。
- (4) 広告主から広告掲載の取消しの申出があったとき。
- (5) 広告内容に虚偽の記載があると判明したとき。
- (6) 広告内容が第2条各号に該当すると判明したとき。

(その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。